

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

調査統計委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、我が国の輸血及び細胞治療に関連する実態調査について審議し、安全かつ適正な輸血医療および細胞治療の推進に資することを目的とする。

(業務)

第2条 輸血・細胞治療に関する実態調査の立案・実行・統計解析、合同輸血療法委員会を通じた地域調査の実行、研究班の構築を行う。

- 2 実態調査に関する研究活動を行う。
- 3 実態調査に関する広報活動を行う。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

- 2 前項の他、必要に応じてワーキングチームをおくことができる。

(審議)

第4条 審議は原則として総会及び秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行う。

- 2 前項のほか、必要に応じ実務委員会を開催することができる。
- 3 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

(附則)

第5条 本委員会運営規程は平成25年10月21日から施行する。